

令和8年度海老名市奨学生募集要領

海老名市では、令和8年度の奨学生を次の要領により募集します。

※令和8年度市予算の成立が前提となりますので、内容等に変更が生じる場合があります。

1 目的

経済的理由により、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程・専修学校・高等専門学校（第3学年まで）への修学等が困難な方に奨学金を給付し、未来の夢や目標の実現を支援するものです。

2 給付資格

- ・市内に居住する青少年で、高い学習意欲があり、性行が善良であること。
 - ・令和7年中の世帯所得が生活保護基準の1.4倍以下であること。
- ＊生活保護受給者は対象外となります。

《世帯所得の目安額（上限）》

世帯人数	世帯所得の目安額
2人	220万円
3人	310万円
4人	360万円
5人	420万円

＊同じ世帯人数でも世帯構成、年齢等によっても実際の基準額は異なります。

＊基準額の算定にあたっては、生活保護基準に準じた基準額を使用します。但し、算定方法については一部実際の生活保護の算定方法とは異なる場合があります。

例1) 住宅費は賃貸・ローン・持家等、実際の居住形態や支払額に関わりなく、世帯人数に応じた一定の金額を基準額に算定します。

3 奨学金の額

年額80,000円

4 申請用紙の配布

えびなこどもセンター2階の就学支援課で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

5 申請書の提出期間等

令和8年3月16日（月）～令和8年4月10日（金）（土日祝日除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

＊申請書は就学支援課まで、直接ご持参ください。

6 申請に必要な書類

(1) 「奨学金給付申請書」（第1号様式）

(2) 「学習成績及び人物に関する証明」（前年度出欠席の記載を含む）

＊1年生は出身中学校長が発行します。（海老名市立中学校は所定の様式があります。担任に発行をお願いしてください。海老名市立以外の学校については参考様式又は学校独自の様式で作成してもらってください）。

＊2・3年生は在学する高等学校等の学校長が発行するものです。参考様式を使用するか、学校独自の書式で作成してもらってください。

＊前年度の受給者で前年度使途報告時に提出済の場合は、兼ねて使用可能です。

＊面接のための資料であり、直接の評価対象ではありません。

(3) 「面接シート」

指定の用紙に本人が記入してください。3項目のうち将来の夢、目標の実現に選考基準の重点をおいています。

(4) 令和7年中の所得のわかるもの（「源泉徴収票の写し」「確定申告書の写し」等）

同居の方で、年金等を含め収入のある方全員分の書類を必ず添付してください。

※大学生や専門学校生は提出不要です（世帯分離として生活費算定の対象外）。

但し住宅費の世帯人数には算入）。

7 選考方法

一次選考と二次選考を実施します。

(1) 一次選考

書類の確認及び所得審査を行います。所得確認書類が不十分で確認が難しい場合は、二次選考後に改めて所得審査を行う場合があります。

(2) 二次選考

一次選考通過者に対し本人面接を行います。

寮生活等で直接面接が難しい場合はオンラインで実施します。

面接の日程は一次選考後お知らせします。（面接日は5月を予定しています。）

8 奨学生の選考

奨学生選考委員会の答申を受け、教育委員会で審査の上、決定します。

9 選考結果の通知

一次選考結果・・・4月下旬通知予定

二次選考結果・・・6月下旬通知予定

10 奨学生決定後の手続き

奨学生として決定を受けた方は、次の書類をご提出ください。

(1)「請求書」(第4号様式)

(2)「身元保証人の保証書」(第3号様式)

身元保証人は、保護者もしくは市内在住の成年者による保証人が必要です。

(3)「奨学金使途報告書」・令和8年3月に提出

(4)令和8年度の「学習成績及び人物に関する証明」(当該年度出欠席の記載を含む)
・令和8年3月に提出

11 奨学生の注意事項

奨学金は給付型であり償還の義務はありませんが、次の規定があります。

(1)流用の禁止(海老名市奨学金条例第11条)

奨学金は有効適切に使用し、他の目的に流用してはならない。

(2)奨学金の停止又は廃止(海老名市奨学金条例第12条)

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し又は廃止することができる。

(ア) 退学したとき。

(イ) 性行が不良になったと認められるとき。

(ウ) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。

(エ) 本市に居住しなくなったとき。

(オ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(カ) 正当な理由なく転校したとき。

(キ) 奨学生を辞退したとき。

(ク) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(3) 奨学金の返還(海老名市奨学金条例第13条)

奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は第12条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て、給付した奨学金の返還をさせることができる。

12 奨学金給付申請書等の記載方法等

(1) 「奨学金給付申請書」(第1号様式)

- (ア) 「本人」とは、修学者本人を意味します。
- (イ) 「連絡先(電話番号)」は、必ず記入してください(書類の内容確認、面接日程の調整等で使用します)。
- (ウ) 「出身学校」とは、令和8年3月31日までに卒業した中学校です。
- (エ) 「修学学校」とは、令和8年4月1日以降に在学する高校等の学校です。
- (オ) 「申請理由」「卒業後の進路希望」の欄はなるべく具体的に記入してください。

【例】保護者がパートで働いているが、令和7年4月から体調不良で勤務時間を減らしているため、収入が少ない。

私立の強豪校で〇〇部に入っているが、遠征費用や消耗品の負担が大きい。私立の〇〇大学△△学部へ進学を希望しており、合格するために塾に通う費用を捻出したい。

高卒後すぐに自動車整備業への就職を希望しているが、在校中に資格を取得しておきたい。

(カ) 「家族状況」の欄について

- ・内容は、令和8年4月1日現在で記入してください。
- ・「前年の収入額」令和7年1月1日から12月31日までの収入を記入してください。

(キ) 「奨学金使途目的」は、具体的に令和8年度中にかかる費用を区分ごとに記入してください。(年額)

【例】部活動遠征費・・・〇〇〇円

※定期や制服など、前年度中に用意する必要がある物品等に後付けで充当する場合は令和7年度の支出も認めます。

(ク) 「同意書(市・県民税課税状況閲覧)」について同意は任意ですが、所得状況が確認できない場合は改めて書類を提出いただく場合があります。

(2) 「学習成績及び人物に関する証明」

学校へ依頼してください。1年生は卒業した中学校で、2・3年生は現在の在-school で交付を受けてください。

*ご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記担当までお問い合わせください。

【担当】就学支援課就学支援係 046-235-4918